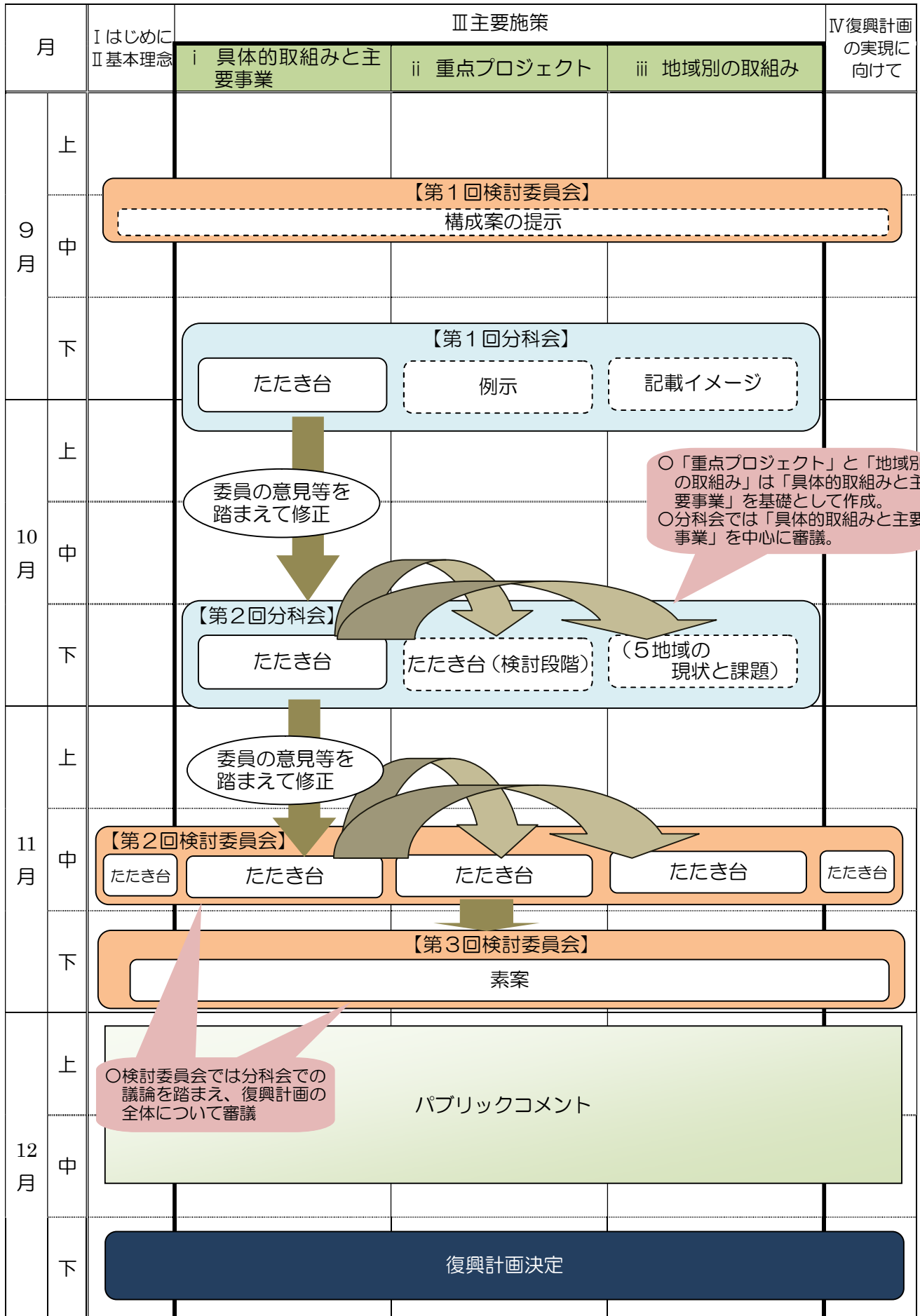


復興計画に係る今後の策定の流れ



福島県復興計画(たたき台)

【具体的取組みと主要事業】

第 2 回復興計画検討委員会 第 1 分科会資料

- 緊急的対応
- 原子力災害対応

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

1 緊急的対応

(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、被災市町村が行う復旧・復興に係る取組みに対して、県は、広域自治体として最大限に支援する。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村についても、被災した住民や役場に対する支援を行う上で、平常時では想定されない様々な課題を持つようになることから、これらの市町村に対し支援する。

原子力災害への対応については、国が最後まで責任を持たなくてはならないが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。

① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
融資などによる生活支援	被災者に対する融資等	国 県 市町村	[Progress bar from H23 to H32]						<ul style="list-style-type: none"> ○資金貸付関係経費 ○災害救助法による救助 ○被災者生活再建支援資金による支援 ○義援金の配分
快適な居住環境の整備	被災者の住居の確保	県 市町村	[Progress bar from H23 to H25]						<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法による救助 ○避難住民の住宅対策事業 ○一部損壊した住宅を補修するための補助事業 ●地震により滑動崩落した造成宅地を復旧する事業
	被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保	県	[Progress bar from H23 to H24]						○被災住宅相談支援事業
	仮設住宅におけるコミュニティの確保の支援	県 市町村	[Progress bar from H24 to H26]						●避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業
	高齢者等サポート拠点の整備	国 県	[Progress bar from H23 to H26]						○高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業
	仮設住宅の快適な居住環境の整備	県	[Progress bar from H23 to H26]						○避難住民の住宅対策事業
心のケア対策	学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進及び仮設住宅における癒しの空間づくり	国 県 市町村 民間団体	[Progress bar from H23 to H32]						<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー等緊急派遣事業 ○自殺対策緊急強化基金事業 ○ハートウォームプラン ○アウトリーチ推進事業 ○被災者の心のケア事業 ○子どもの心のケア事業 ○被災乳幼児と家族の心のケア事業 ○地域づくり総合支援事業

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
資金貸付関係経費	生活福祉資金（緊急小口資金・生活復興支援資金）や漁業経営対策特別資金の貸し付けを行う。
災害救助法による救助	避難所、応急仮設住宅、民間借上げ住宅の供与など、必要な救助を行う。
被災者生活再建支援資金による支援	財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部への拠出を通じた被災者の生活再建支援
義援金の配分	福島県、日本赤十字社等に寄せられた義援金について、義援金配分委員会で定められた基準により、市町村を通じて被災者へ配分する。
避難住民の住宅対策事業	応急仮設住宅等の供与や、仮設住宅利便性向上支援（バリアフリー改修等）、借上げ住宅入退去支援について行う。
一部損壊した住宅を補修するための補助事業	一部損壊住宅の補修に関して補助する。（市町村事業）
被災住宅相談支援事業	市町村が開設する窓口等で、県職員や建築士等が、被災住宅の応急危険度判定の結果や補強・修繕の方法等について技術的な助言や現地調査を実施し、被災者を支援する。
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点を設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。
スクールカウンセラー等緊急派遣事業	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。
自殺対策緊急強化基金事業	相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげる。
ハートウォームプラン	スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、問題行動の未然防止と早期解決を図る。
アウトリーチ推進事業	被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種支援チームを配置し、精神科医療の充実を図る。
被災者の心のケア事業	中長期的に被災者の心のケアを行うために必要な人材を県外から受け入れる。
子どもの心のケア事業	被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。
被災乳幼児と家族の心のケア事業	不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。
地域づくり総合支援事業（サポート事業（復興関連事業））	民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組みを優先的に支援する。…仮設住宅における「環境整備等を行う活動」などを採択する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
地震により滑動崩落した造成宅地を復旧する事業	大地震等が発生した場合に、滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地において、防止対策を実施することにより、道路や河川等の公共施設を保全するとともに、盛土上に存在する家屋の被害を防止する。（市町村事業）
避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業	仮設住宅等と地元町内会等による交流事業や避難者がふるさとに帰った後に地域コミュニティ再生のために実施する事業に対して助成を行う。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

② 生活基盤・産業インフラの復旧									
取り組み項目	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業	
			H23	H24	H25	H26	H27		H28~H32
公共土木施設等の復旧	小名浜港の復旧	国 県	■						○公共土木施設等災害復旧事業
	相馬港の復旧	国 県	■						○公共土木施設等災害復旧事業
	道路、河川、橋りょう、下水道、公営住宅、公園などの復旧	県 市町村	■						○公共土木施設等災害復旧事業
	海岸堤防等の復旧	県	■						○公共土木施設等災害復旧事業
	砂防、地すべり、急傾斜地の復旧	県 市町村	■						○災害関連緊急砂防等事業 ○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
	農地、林地、農林道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧	県 市町村	■						○農地・農業用施設災害復旧事業 ○災害関連事業等 ○治山事業 ○治山施設災害復旧事業 ○林道災害復旧事業 ○災害関連山村環境施設復旧事業 ●農地災害区画整理事業
	農業・林業施設の復旧	県	■						○災害関連事業等 ●木材加工流通施設の復旧を行う事業
	工業用水の復旧	県	■						○災害復旧等公共事業
	漁港・市場・養殖場の復旧	県 市町村 漁協	■						○公共土木施設等災害復旧事業 ○水産業共同利用施設復旧支援事業
	海岸防災林の復旧	県	■						○治山事業
農地の除塩対策の推進	県 市町村	■						●農地を除塩するための事業	
災害廃棄物の処理、広域市町村圏管理施設の復旧	災害廃棄物（がれき）処理の支援	国 県	■						○漁場復旧対策支援事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ○市町村災害廃棄物処理事業の代行
	消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧の支援	国 県 広域市町村圏	■						○消防防災施設（設備）災害復旧事業 ○廃棄物処理施設災害復旧事業
警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧	警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧	国 県 市町村	■						○公共土木施設等災害復旧事業 ○治山施設災害復旧事業 ○治山事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
公共土木施設等災害復旧事業	被災した公共土木・建築施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設等の災害復旧を行う。
災害関連緊急砂防等事業	東日本大震災により発生した土砂災害（地すべり、急傾斜地、がけ地）に対して人家等の保全対象を守るため緊急に対策工事を行う。
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	東日本大震災により発生した土砂災害（急傾斜）に対して人家等の保全対象を守るための対策工事を行う。（市町村事業）
農地・農業用施設災害復旧事業	被災した農地、農業用施設を復旧する。
災害関連事業等	被災した農地・農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
治山事業	被災した林地荒廃箇所・津波被災保安林等を復旧する。
治山施設災害復旧事業	被災した治山施設・林地荒廃箇所・津波被災保安林等の復旧する。
林道災害復旧事業	市町村等が管理する林道施設について、被災箇所の復旧事業を実施する。
災害関連山村環境施設復旧事業	市町村等が管理する森林公園、林業集落排水施設等について、被災箇所の復旧事業を実施する。
災害復旧等公共事業	被災した工業用水路施設の災害復旧を行う。
水産業共同利用施設復旧支援事業	水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費に対して補助する。
漁場復旧対策支援事業	津波によるがれきや車等が漁場に堆積し、漁場の生産力が著しく低下・喪失していることから、漁場機能の再生・回復を図るため、がれきや漂流物の回収などに取り組み漁業者に対して支援する。
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村及び一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
市町村災害廃棄物処理事業の代行	東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行する。
消防防災施設（設備）災害復旧事業	東日本大震災により被災した消防防災施設（設備）の災害復旧を行う。
廃棄物処理施設災害復旧事業	東日本大震災により被災した市町村及び一部事務組合の廃棄物処理施設の復旧に対し補助を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
農地災害区画整理事業	大規模経営・効率化を可能とするため被災農地及び未被災農地を含めて一体的に大区画のほ場整備を行う。
木材加工流通施設の復旧を行う事業	被災した木材加工流通施設の復旧整備を支援する。
農地を除塩するための事業	津波で被災した農地の塩分を除去する。

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援									
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業	
			H23	H24	H25	H26	H27		H28~H32
緊急雇用の確保	被災者の緊急的な雇用確保	県 市町村 団体等	■						○緊急雇用創出基金事業 ○ふるさとふくしま巡回就職相談事業 ○耕作放棄地再生モデル事業 ○漁場復旧対策支援事業
被災事業者への支援	被災事業者への資金支援	県	■						○中小企業制度資金貸付金 ○震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金 ○中小企業高度化資金貸付金（災害復旧貸付） ○被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 ○中小企業等復旧・復興支援事業 ○中小企業等グループ施設等復旧整備補助
	被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等への支援	県 市町村 団体等	■						○緊急雇用創出基金事業 ○ふるさと福島Fターン就職支援事業
	全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する助成	県	■						○中小企業復興支援事業
	警戒区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する融資	県	■						○特定地域中小企業特別資金
	被災した中小企業に対する技術的助言等	県	■						○ものづくり復興支援事業
	県内製造業の支援拠点の復旧	県	■						○ものづくり企業支援設備復旧事業
	県外への企業流出防止のための制度構築	県	■						・復興特区、地域再生特別法の制定 ○工場用地や空き工場等を紹介するための事業 ○中小企業等復旧・復興支援事業 ○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
	農林水産事業者への支援	農業収入が減少している被災農業者に対する農業資金の実質的な無利子貸付	県	■					
	被災を受けた農林漁業者の経営継続及び農林漁業組合の事業継続に必要な資金の無利子貸付	県 地域協議会	■						○東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業 ○農地・水保全管理支払事業 ○耕作放棄地再生利用緊急対策 ●当面の所得を確保するための対策 ●避難農業者の一時就農等を支援するための事業
	被災した水産業共同利用施設の復旧	県	■						○経営構造改善事業
	共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の継続・再開支援	県	■						○共同利用漁船等復旧支援対策事業
	農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進	県	■						○被災農家経営再開支援事業 ○特色ある園芸産地育成実証事業

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
緊急雇用創出基金事業	東日本大震災による被災者等を対象に雇用を創出し、ふくしまの再生・復興を図る。
ふるさとふくしま巡回就職相談事業	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、被災者等が自立した生活を取り戻すことを支援するため、県内外の仮設住宅等を巡回し、きめ細かな就職相談や職業紹介を実施する。
耕作放棄地再生モデル事業	耕作放棄地の再整備や土壌改良、地域振興作物の栽培等を行う業務を被災者を含む失業者を新たに雇用して実施する場合、その業務を委託することで、被災者の雇用の場を確保する。
漁場復旧対策支援事業	漁業者グループが行う漁場でのガレキ撤去に対し補助する。県が重機等を使用し、漁場に堆積したガレキの撤去を行う。
中小企業制度資金貸付金	東日本大震災及び原子力災害により被害を受けている中小企業者を支援するために創設した「ふくしま復興特別資金」及び「震災対策特別資金」の融資枠を増額する。
震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業	東日本大震災により被災した中小企業者が、「震災対策特別資金」や新たに創設した「ふくしま復興特別資金」を借り入れる場合、平成25年度まで実質的に無利子となるよう利子補給を行う。
中小企業高度化資金貸付金（災害復旧貸付）	既往の高度化資金貸付金貸付けを受けた事業用施設が被災した組合等に対し施設復旧等に必要な資金を融通する。
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	東日本大震災により被害を受けた中小企業等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の融資を行う。
中小企業等復旧・復興支援事業	東日本大震災により被災した中小企業等が、事業を再開・継続する際に要する経費に対して補助する。
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効率的に促進するため、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事業に対し、経費の一部を補助する。
ふるさと福島Fターン就職支援事業	被災者等求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介を行い、就職を支援する。
中小企業復興支援事業	県内中小企業の受注回復や取引拡大の取組みを支援するため、全国規模の展示会等に出展する中小企業に対して、経費の一部を補助する。
特定地域中小企業特別資金	原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対し、移転に必要な資金と移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金について、公益財団法人福島県産業振興センターを通じて、3,000万円を限度に無利子・無担保、償還期間20年（うち据置5年）で融通する。
ものづくり復興支援事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により被災した中小企業に対して技術的助言やサポートを行う。
ものづくり企業支援設備復旧事業	東日本大震災により破損したハイテクプラザの設備等の点検調整、修繕等を行う。
工場用地や空き工場を紹介するための事業	産業用地、空き工場等の情報提供等により被災企業の県内の事業再開を支援する。
農業近代化資金融通対策事業	東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して施設等の復旧等に要する資金を低利あるいは無利子で融通する。
農家経営安定資金融通対策事業	東日本大震災及び原子力事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、低利あるいは無利子の資金を融通する。
農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業	農業経営の改善に取り組む農業者の既往負債の負担を軽減するため、負債整理のための資金を融通する。
東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災などにより焼失した漁具・設備などの購入や経営維持のために必要な資金を融通する。 ・経営に必要な資金を低利で融資するために利子補給を行う。 ・漁業者が必要とする漁業資材の購入、市場開設漁協が必要とする販売精算資金の需要に応じるため低利の短期資金を融通する。
農地・水保全管理支払事業	大震災により被災した農業用施設等の補修を行い、被災した農家の営農再開に向け支援する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

耕作放棄地再生利用緊急対策（被災者支援実証ほ）	被災した農家が避難先で耕作放棄地を活用して農業を再開する取組みを積極的に支援することにより、被災者の就農支援と所得の確保を図る。
経営構造改善事業	漁協等が行う市場等の共同利用施設及び機器の整備に対して補助する。
共同利用漁船等復旧支援対策事業	漁協等が行う漁業者の共同利用に供する漁船建造費、漁具購入費に補助を行う。
被災農家経営再開支援事業	復旧作業を行う農業者に対して、復興組合（仮称）等を通じてその活動に応じた経営再開支援金を支払う。
特色ある園芸産地育成実証事業	避難住民等を雇用して行う園芸品目等の実証事業を農業法人等に委託する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
当面の所得を確保するための対策	甚大な被害を受けた農業者が、本格的な営農再開までの間、当面の所得確保対策（簡易パイプハウス栽培等）に必要な経費を補助する。
避難農業者の一時就農等を支援するための事業	避難農業者が避難先において農業への意欲を失わないよう、避難先での一時就農を支援する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

④ 教育・医療・福祉の維持確保									
	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28-~H32	
教育環境の復旧	被災した学校施設等の応急復旧	県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校施設等災害復旧事業 ○私立学校設備整備事業 ○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業
	アクアマリンを始めとした被災した生涯学習施設の早期再開	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ふくしま海洋科学館災害復旧事業 ○社会教育施設災害復旧事業 ○文化センター災害復旧事業
	サテライト校の設置や運営に対する支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業 ○サテライト校支援事業
	避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員	県							<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒が就学した学校へ再配置するなど、適正な教員配置を行う。
	被災した子どもたちの就学環境等を確保するための経済的支援	県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○高校等奨学資金貸付事業 ○被災児童生徒等就学支援事業 ○被災児童生徒等臨時特例就学支援事業 ○高校生通学支援事業 ○私立学校被災児童生徒等就学支援事業
	被災した看護学生に対する経済的支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等修学資金
医療提供体制の回復	医師や医療従事者の確保と医療機関の機能回復	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援センター運営事業 ○仮設診療所等整備事業 ○ふくしま医療人材確保事業 ○ナースバンク事業 ●地域医療再生基金事業 ●薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業
	浜通り地方の医療体制の早急な復旧	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設災害復旧事業 ●浜通り地方の地域医療を再生するための事業
福祉サービス提供体制の復旧	福祉施設等の応急復旧	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等災害復旧事業
	被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援対策臨時特例基金事業 ○精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 ○子どもの発達支援事業 ●福祉を支える人材を育成するための事業
被災者の心身の健康の保持	仮設住宅への診療所や居宅介護サービス提供施設の設置、心のケア、健康管理	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 ○震災遺児等家庭相談支援事業 ○仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動 ○仮設診療所等整備事業 ○被災女性のための相談支援事業
	スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の支援	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○ハートウォームプラン ○子どもの心のケア事業 ○被災乳幼児と家族の心のケア事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
県立学校施設等災害復旧事業	東日本大震災により被災した県立学校施設等について、建物、工作物、土地、設備等の復旧を行う。 東日本大震災により被災した公立大学法人施設の災害復旧を支援する。
私立学校設備整備事業	東日本大震災により被災した私立学校（専門学校等含む）施設の災害復旧を支援する。
県立学校施設応急仮設校舎等設置事業	東日本大震災の発生により校舎が被災した学校や、原発事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎の設置を行う。
ふくしま海洋科学館災害復旧事業	被災したふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）の災害復旧に係る調査設計を委託する。また、災害復旧工事を行う。
社会教育施設災害復旧事業	被災した県立図書館、美術館、いわき海浜自然の家の復旧事業を行う。
文化センター災害復旧事業	被災した県文化センターの災害復旧に係る調査設計及び災害復旧工事を行う。
県立学校施設応急仮設校舎等設置事業	東日本大震災の発生により校舎が被災した学校や、原発事故により国から区域外への避難指示がなされ移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎の設置を行う。
サテライト校支援事業	サテライト校における特別活動を支援し、さらには、生徒の進路希望の実現を図る。
高校等奨学資金貸付事業	東日本大震災や原発事故により被災し、経済的理由により修学困難となった高校生に対して、奨学資金を貸与する。
被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災や原発事故により被災し、就学困難となった世帯の幼児に対する幼稚園入園料・保育料、及び経済的理由により就学困難となった小中学生に対する学用品費等について、市町村に対し補助を行う。
被災児童生徒等臨時特例就学支援事業	被災した特別支援学校に通う幼児児童生徒の世帯に対し、緊急的に就学支援等を実施する。
高校生通学支援事業	東日本大震災や原子力災害に伴い通学が困難となった相双地域の生徒の通学手段を確保するため、通学バスを運行するとともに、居住地以外からサテライト校への通学や転学を余儀なくされた生徒等に対して通学費の支援を行う。
私立学校被災児童生徒等就学支援事業	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が、私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）へ就学できるよう、授業料等に対する補助を行う。
保健師等修学資金	東日本大震災により被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金を貸与する。
地域医療支援センター運営事業	県内の医師不足や地域偏在を解消するため、相双地域医療従事者確保センターと連携し、医師が不足している病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援、定着促進、県外からの医師の招へい等を行う。
仮設診療所等整備事業	被災した地域において、迅速に医療を提供する体制を確保するため、仮設診療所及び仮設歯科診療所を設置する。
ふくしま医療人材確保事業	災害により影響を受けた医療機関の医療人材確保を支援し、医療提供体制の回復を図る。
ナースバンク事業	被災して避難所等に避難している看護職の再就業を支援するため、ナースバンク事業の相談員を2名増員して巡回相談を実施する。
医療施設災害復旧事業	東日本大震災で被災した病院・診療所等の復旧を支援する。
社会福祉施設等災害復旧事業	東日本大震災により被災した高齢者福祉施設、児童福祉施設、障がい福祉施設等の災害復旧を支援する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

障害者自立支援対策臨時特例基金事業 (福島県相談支援充実・強化事業)	被災した障がい者に対し、避難先の地域における障害福祉サービスの状況や市町村役場との連絡調整、障がい福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する。
精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業	相双地域の精神障がい者の在宅生活を支援するため、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームを設置し、訪問等による支援を行う。
子どもの発達支援事業	被災した障がい児に対する医療支援及び相談・援助を行う。
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。
震災遺児等家庭相談支援事業	震災遺児等にとって重要な生活基盤となる、遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等については、専門的な相談・援助が必要であることから、社会保険労務士による支援を行う。
仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動	避難所や仮設住宅等の被災者に対し、保健師・看護師・管理栄養士等が健康相談、疾病予防等の健康管理支援を行う。
被災女性のための相談支援事業	DVについて意識啓発して相談窓口の周知を行うとともに、女性のための相談窓口の設置などを行う。
ハートウォームプラン (スクールカウンセラー等派遣)	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。
子どもの心のケア事業	被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。
被災乳幼児と家族の心のケア事業	東日本大震災及び原発事故により、不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
地域医療再生基金事業	県民が安心して生活できる医療体制を構築する。
薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業	本県から避難した薬剤師の流出状況を調査し、不足が見られる場合には、本県出身の薬学部新卒者等に対し県内への就業を推進する。また、避難区域が解除され、病院、診療所の機能が回復した場合には、薬局が機能しているか確認を行い、回復していない場合には薬剤師の就業促進等の支援を行う。
浜通り地方の地域医療を再生するための事業	避難等指示区域の解除により地域住民が戻った際の医療体制を確保するとともに、浜通り全体の医療体制の強化を図る。
福祉を支える人材を育成するための事業	福祉・介護を目指す高校生の資格取得を支援する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑤ 治安体制の強化								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
被災地や仮設住宅等における治安対策	被災した警察施設及び交通安全施設の復旧	県	■	■	■	■	■	○庁舎維持管理補修事業 ○交通安全施設整備事業 ●警察施設を建て替えるための事業
	警戒区域、計画的避難区域等の防犯機能の強化	県	■	■	■	■	■	○捜査支援装置整備事業 ○警戒区域等における安全・安心の確保
	仮設住宅等における治安対策の推進	県	■	■	■	■	■	○心の支援及び犯罪被害防止対策 ○応急仮設住宅居住者の絆づくり ○応急仮設住宅における治安対策 ○仮設住宅居住の高齢者等に対する交通事故防止活動の強化 ○復旧・復興事業からの暴力団等反社会的勢力の排除のための関連団体との連携強化事業

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
庁舎維持管理補修事業	東日本大震災により被災した警察施設の災害復旧を行う。
交通安全施設整備事業	東日本大震災により被災した交通安全施設の災害復旧を行う。
捜査支援装置整備事業	原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域等において、犯罪の抑止・被疑者の検挙を図るため、捜査支援装置を整備する。
警戒区域等における安全・安心の確保	警戒区域等における安全・安心の確保のため、警戒、警ら活動を継続して行うとともに、震災に乗じた犯罪の取り締まり体制を強化する。
心の支援及び犯罪被害防止対策	女性警察官等が避難者と個別に対話することによる心の支援と、犯罪被害防止対策を行う。
応急仮設住宅居住者の絆づくり	応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を活用し、同所において防犯講習会や防犯キャンペーン等を開催し、居住者の孤立化を防ぎ、絆を強化する。
応急仮設住宅における治安対策	応急仮設住宅敷地内に設置されている集会所を警察官立寄所として設置し、各種相談や情報発信を行い、居住者の不安解消を図る。
	仮設住宅居住者方を個別に訪問し、防犯指導や防犯広報紙の配布（クリアファイルに広報紙を入れて配布）を実施し、居住者の自主防犯意識の醸成と不安解消を図る。
仮設住宅居住の高齢者等に対する交通事故防止活動の強化	仮設住宅を訪問し、交通事故防止資料を配付による交通安全指導を実施するとともに、夜光反射材等の配布及び靴等への直接貼付により同所居住高齢者の交通事故を抑止する。
復旧・復興事業からの暴力団等反社会的勢力の排除のための関連団体との連携強化事業	復旧・復興事業に関わる事業者（下請け業者、資材等の納入業者等も含む）に対し、暴力団等反社会的勢力の現状、介入状況等を広報するとともに、暴力団排除気運の醸成を図る。暴力団等反社会的勢力に税金が渡ることがないように、公共工事からの排除措置を講じる。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
警察施設を建て替えるための事業	被災した警察施設については、周辺地域の復興・復旧計画と調整を図りながら建て替えを進めていく。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑥ 広域避難している県民のきずなの維持								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
広域避難している県民のきずなの維持	全国各地に分散している県民のきずなの維持	県 市町村 民間団体	▶					○地域づくり総合支援事業 ○新“うつくしま、ふくしま。”県民運動ステップアップ事業（県民参加促進プログラム） ●電子回覧板等による情報の発信 ●応急仮設住宅等におけるネットワークを支援するための事業 ●県外避難者へ情報を発信するための事業
	全国の都道府県や市町村への福島県情報窓口の設置	県	▶					・避難者の多い近隣県を中心に職員を派遣し、避難者の相談対応や各種説明会を実施 ・全国の都道府県が設置する福島県情報窓口等による、県内や被災者支援に関する情報を提供

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
地域づくり総合支援事業（サポート事業（復興関連事業））	民間団体等が行う地域活性化事業に対し、県が財政的に支援するものであり、今回の震災を受けて震災復興及び関連する取組みを優先的に支援する。…県外の避難先での「ふるさと味祭り」などを採択する。
新“うつくしま、ふくしま。”県民運動ステップアップ事業（県民参加促進プログラム）	復旧・復興をはじめ県民運動の基本・重点テーマに関する課題への取組みを支援するため、知事感謝状の贈呈、活動事例の紹介などを行う。NPO等による県外ネットワークとの連携により、県外避難者に対する支援を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
電子回覧板等による情報の発信	県内外に避難している住民に通信機能付きデジタルフォトフレームを配付し、県及び市町村からの支援情報、風景や行事の写真等を提供する。すでに配付してある市町村において、県の情報を発信するためのモデル事業を実施し、配付市町村の拡大を図る。
応急仮設住宅等におけるネットワークを支援するための事業	避難住民に被災者支援情報等を伝達するとともに、地域コミュニティの維持を図るために応急仮設住宅をネットワーク化し、情報提供システムを構築する。
県外避難者へ情報を発信するための事業	全国の避難者に対し、県広報誌、地元新聞のダイジェスト版の提供を行う。（国の「暮らしサポート事業」を活用して発送）

1 緊急対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑦ 市町村の復興支援								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
被災市町村の復興支援	被災市町村の行政事務や復興事業の支援及び代行	県	■					○市町村公共土木施設等災害復旧事業の代行
	役場機能を移転した町村と受け入れた市町村の相互援助体制の支援	県 市町村	■					<ul style="list-style-type: none"> ・役場機能を移転した町村と受け入れ市町村の支援 ・災害対応に従事する職員の派遣
役場機能が移転した町村に対する行政機能の回復支援	役場機能を移転した町村への人的支援及び町村が行う避難住民との連絡調整の支援	国 県	■					<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体からの人的支援に対する調整
	役場機能が移転した町村の行政サービスのシステム構築の支援	国 県	■					○市町村行政機能応急復旧補助金
	緊急災害時において行政機能を低下しないような仕組みづくりの支援	県 市町村	■					<ul style="list-style-type: none"> ・県職員の人的支援
被災市町村の復興計画策定支援・現場の意見聴取	市町村の復興計画策定支援	国 県 市町村	■					<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の復興計画作成支援 ○農業基盤復旧整序化検討調査（国直轄）
	津波被害市街地の復興計画策定支援	国 県 市町村	▶					<ul style="list-style-type: none"> ○津波被災市街地復興手法調査 ○防災緑地基礎調査
	効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用促進	国立大学 法人 県	▶					<ul style="list-style-type: none"> ○大学等の知の活用による地域支援事業 ○「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター」による地域に対する支援
	市町村との意見交換の場の設定など、現場の意見の聴取	県	■					<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村長と知事との意見交換および市長会、町村会との意見交換 ○地方振興局単位による意見聴取

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
市町村公共土木施設等災害復旧事業の代行	壊滅的な被害を受けた市町村に代わって公共災害復旧工事等を代行する。
市町村行政機能応急復旧補助金	本庁舎が甚大が被害を受けた市町村や、本庁舎が使用できなくなった市町村において、その庁舎機能を応急的に復旧するための経費を対象に補助する。
市町村の復興計画作成支援	市町村が作成する復興計画への支援を行う。
農業基盤復旧整序化検討調査（国直轄）	国において津波被害を受けた被災農地・農業用施設の復旧・復興の調査、検討を行う。
津波被災市街地復興手法調査	国と県、津波被災市町が連携し被災状況等の調査・分析を行い、各市町村の状況に応じた復興パターンを検討し、パターンに応じた復興手法等を検討する。
防災緑地基礎調査	広域的な防災緑地の配置方針や断面構成等を検討し、津波軽減効果を有する防災緑地の基礎調査を実施する。
大学等の知の活用による地域支援事業	震災・原子力災害に関連する問題を含めた地域の様々な課題の解決を図るため、専門的な見識を有する大学等の研究者等を地域課題解決アドバイザーとして市町村に派遣する。また、震災・原子力災害からの復興に関する地域と大学等との連携をテーマにセミナーを開催し、より一層の連携を促進する。
「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター」による地域に対する支援	福島大学に設置された「うつくしまふくしま未来支援センター」が復興計画支援や子ども・若者支援などの地域支援を行う。
各市町村長と知事との意見交換および市長会、町村会との意見交換	各市町村長から各地域が抱える様々な課題や実情を伺い、復旧・復興を進める上で解決しなければならない課題等に対する認識を共有するとともに、各地域ごとの復興に向けた具体的施策等について意見を伺う。
地方振興局単位による意見聴取	市町村の復興へ向けて適切な対策を実施するため、7つの地方振興局単位により市町村等からの意見を聴取する。

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

⑧ 原子力災害の緊急的対応								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
賠償・補償の確保に向けた支援	県民、事業者へ原子力損害賠償が円滑に進められるようにするための支援	県	→					<ul style="list-style-type: none"> ○原子力損害対策協議会の運営に関する事業 ○国等関係機関との協議調整に関する事業
モニタリング強化及び県土の環境浄化	モニタリング体制の強化	国 県 市町村	→					<ul style="list-style-type: none"> ○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○応急的モニタリングポスト整備事業 ○モニタリング事業（児童館・放課後児童クラブ等への放射線量計の配布） ○食品衛生検査施設整備等事業 ○水道水の放射性物質モニタリング体制の整備 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○放射性物質簡易測定機器整備事業 ●食品中の放射性物質の検査を実施する事業
	身近な生活空間における放射線量低減対策の推進	国 県 市町村	→					<ul style="list-style-type: none"> ○表土緊急改善事業・表土改善事業 ○環境緊急改善事業 ○線量低減化機器等整備事業 ○社会教育施設線量低減事業 ○線量低減化活動支援事業 ○緊急的生活空間除染事業 ○都市公園環境緊急改良事業 ○除染業務講習会
	農地等における除染対策の推進	国 県 市町村	→					●農地等の除染をおこなうための事業
	森林等における除染対策の推進	国 県 市町村	←					●森林等の除染をおこなうための事業
	その他の大気、水、土壌の環境浄化	国 県 市町村等	→					<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質除去・低減技術開発事業 ○緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業)
	放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保(国の責任実施の要請)	国	→					<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援 ○下水汚泥放射能対策事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ○市町村災害廃棄物処理事業の代行
	長期にわたる県民健康管理調査をとおした健康の保持・増進プログラムの構築	国	→					○県民健康管理事業 ・放射線の正しい知識を普及する立場にある医療従事者に対する研修会の実施
県民の健康管理	子ども、妊婦への個人線量計の優先的配布	県	→					○県民健康管理支援事業
	国に対する、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や健康に関する情報の迅速な開示の要請	国	→					・空間線量や食品などに関する放射線の安全基準を早急に設定するよう国に求める

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

	食品の安全確保	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生検査施設整備等事業 ○放射能対策事業 ○放射線簡易分析装置整備事業 ○食の安全・安心推進事業 ○食の安全・安心アカデミー ●食品中の放射性物質の検査を実施する事業
風評被害対策	地域ごと、分野ごとの徹底したモニタリング調査など、放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化	国 県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○加工食品に関する放射能検査 ○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業 ○残留放射線測定器導入整備事業 ○放射線簡易分析装置整備事業 ○がんばろう！ふくしま県産品緊急発信事業 ○加工食品奥書対応事業 ●加工食品製造施設の放射能検査等を支援する事業 ●森林汚染を詳細に調査する事業 ●県産材を検査する体制を整備するための事業 ●港湾利用安全PR事業
	正確な情報発信、物産展・展示会の開催などによる国内外への安全性のPR、安全性を確保するための仕組みの検討	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○「がんばろうふくしま！」運動推進事業 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○ふるさと産品振興事業 ○海外販路拡充・開拓事業 ○県産品販路開拓事業 ●県産農産物の安全性の向上を強化するために必要な対策事業 ●森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業
	テレビや映画などとのタイアップを始めとした観光キャンペーンの強化	県							<ul style="list-style-type: none"> ○有料道路無料開放事業 ○観光の風評被害に対する緊急対策事業 ●福島県観光復興キャンペーンを行うための事業 ●メディアを活用して情報を発信する事業 ●海外のマスメディアを活用したイメージアップ事業
災害情報の迅速な伝達等	国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策	国 県 市町村						<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画や安全協定の見直し ●通信連絡網の整備や訓練実施のための事業 	

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
原子力損害対策協議会の運営に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴い損害を受けた関係団体及び地方自治団体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるようするため対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等を行う。
国等関係機関との協議調整に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴う損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようするため、国等の関係機関と協議調整を行う。
放射能対策事業	県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。
モニタリングポスト緊急整備事業	発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。(ふくしまの子どもの安全を守る緊急プロジェクト事業)
応急的モニタリングポスト整備事業	長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。
モニタリング事業	児童館や放課後児童クラブ等に放射線量測定器を配付する。
食品衛生検査施設整備事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
水道水の放射性物質モニタリング体制の整備	県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質の迅速かつ効果的な検査を実施する。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
放射能簡易分析装置整備事業	食品の安全・安心を確保するため、自家栽培作物や山菜・キノコ類など食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。
表土緊急改善事業・表土改善事業	学校の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。
環境緊急改善事業	学校の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。
線量低減化機器等整備事業	公立学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。
社会教育施設線量低減事業	利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家敷地の表土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対して補助を行う。
線量低減化活動支援事業	放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策(仮置場設置補助含む)を支援する。
都市公園環境緊急改良事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の改善等を行う。
除染業務講習会	県内の除染業務に従事される方を対象に、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識・技能習得を目的とした講習会を開催する。
放射性物質除去・低減技術開発事業	安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減等の技術開発を進める。
放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援	放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等をして支援する。
下水汚泥放射能対策事業	原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ(融解処理後の汚泥)封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。

1 緊急的対応 (1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
市町村災害廃棄物処理事業の代行	東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行する。
県民健康管理事業	長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくため、震災当日からの放射線による被ばく線量の推計評価等を行う基本調査と、甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を実施する。
県民健康管理支援事業	住民の健康管理につなげるため、市町村が子どもや妊婦等に個人線量計を配布したり、サーベイメーターを住民に貸与する場合にその費用を補助する。
食品衛生検査施設整備等事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
食の安全・安心推進事業	農林水産物等のモニタリング結果等の成果を情報として活用した新たなトレーサビリティシステムの仕組みづくり、事業者等による導入支援を行う。さらに、放射性物質測定機器導入を支援する。
食の安全・安心アカデミー	食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
加工食品に関する放射能検査	風評被害の早急な低減に資するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射能検査を実施するもの。
水産物安全流通対策事業	水産物の迅速なモニタリング体制を構築する。
残留放射線測定器導入整備事業	放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。
がんばろう！ふくしま県産品緊急発信事業	首都圏等で開催される復興支援イベント等に出展し、県産品の販売を行う事業者に対し、出店経費の一部を助成する。
加工食品奥書対応事業	外部（民間）検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長名での奥書を行う。
「がんばろうふくしま！」運動推進事業	首都圏を中心とした、福島県産農産物等に対する風評被害対策を実施するとともに、応援店の拡大に向けたイベントなどを行う。
ふるさと産品振興事業	大型食品展示会、物産フェアの開催・出展による県産品の安全性PR及び販路開拓のほか、販路拡大に取り組む伝統工芸品等の団体へ助成を行う。
海外販路拡充・開拓事業	海外における県産品の輸入規制の緩和・解除に向けて、県産品の正しい情報の発信、海外バイヤーの招聘、海外貿易会社などの情報交換を行う。
県産品販路開拓事業	首都圏の百貨店、県アンテナショップ、県物産館等を活用し、首都圏及び来県者に対し、優れた県産品の紹介・宣伝、安全性のPRなどを行い、風評被害の払拭を図る。
有料道路無料開放事業	広域的な観光誘客を促進するとともに、県内消費の拡大を図るため、観光有料道路3ラインを無料開放する。
観光の風評被害に対する緊急対策事業	観光地の正確な情報発信、ネット系旅行会社と連携した誘客策のほか、地域が行うキャンペーンに対する支援など、観光への風評被害の対応を図る。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

● 今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
食品中の放射性物質の検査を実施する事業	県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確認するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。
農地等の除染をおこなうための事業	農用地土壌等の除染計画を検討・作成し、農地・農業水利施設の除染を行う。
森林等の除染をおこなうための事業	森林等の除染計画を検討・作成し、森林等の除染を行う。
加工食品製造施設の放射能検査等を支援する事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査、または加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
森林汚染を詳細に調査する事業	森林環境放射線や放射性物質の分布状況をきめ細やかに調査する。
県産材を検査する体制を整備するための事業	木材等林産物の安心・安全を裏づけするモニタリング体制、トレーサビリティシステムを構築する。
港湾利用安全PR事業	小名浜港、相馬港において空間、海水線量及びコンテナ等の貨物の放射線量について、HP等で安全性をPRし港湾利用の促進を図る。
県産農産物の安全性の向上を強化するために必要な対策事業	モニタリング結果を生かし、放射性物質の農産物への吸収抑制技術や栽培上の留意点などを生産者に漏れなく周知するとともに、本県での取組みを消費者をはじめ流通業者などに広報し、農業者の自信を持った生産と消費者の安心を確保する。
森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業	森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい形で情報発信する。
福島県観光復興キャンペーンを行うための事業	平成25年放送予定の大河ドラマ「八重の桜」を核とした観光復興キャンペーンを全県的に展開するとともに、観光施設等の復興状況を踏まえながら、震災で著しい被害を受けた浜通り、中通りの観光復興に重点を置いた「浜・中通り観光復興キャンペーン」を展開する。
メディアを活用して情報を発信する事業	ふくしまの今の正しい情報、新たな魅力、震災を乗り越えて頑張っている県民・企業の姿を各種メディアに提供して発信してもらい、福島のイメージアップ、観光誘客につなげる。
海外のマスメディアを活用したイメージアップ事業	海外の旅行関係メディア等を招聘し、本県の観光地や県民生活等を積極的に取材、情報発信することで、本県が災害から着実に復興している姿をしっかりとPRすることでイメージ回復を図る。
地域防災計画や安全協定の見直し	東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、県と市町村の地域防災計画や県・立地町と事業者の安全協定の見直しを行う。
通信連絡網の整備や訓練実施のための事業	地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服

原子力災害は進行中であるため、本県は深刻な影響を受け続けており、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及びとともに、分野によっては次世代までを見据えなければならないような長期にわたることが想定される。

原子力発電事業者及び国は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任があり、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任がある。また、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任もある。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、原子力災害の影響についての研究や放射線に関する情報発信などを行う拠点を整備し、除染などによる環境の回復を進め、さらに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

また、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。

原子力災害の賠償・補償については、原子力発電を国策として推進してきた国及び原子力発電事業者の責任の下に、被災した県民、事業者が全損害の賠償・補償を受けられるよう、県として支援する。また、被災自治体として、県や市町村の損害についても賠償されるよう国へ要求する。

① 全県におけるモニタリングの充実・強化

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
全県におけるモニタリング体制の充実・強化	モニタリング体制の強化	国 県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○応急的モニタリングポスト整備事業 ○モニタリング事業（児童館・放課後児童クラブ等への放射線量計の配布） ○食品衛生検査施設整備等事業 ○水道水の放射性物質モニタリング体制の整備 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ○放射能簡易分析装置整備事業 ●食品中の放射性物質の検査を実施する事業
	モニタリング結果の一元的解析・評価と県民へのわかりやすい情報発信	国 県							<ul style="list-style-type: none"> ○放射能対策事業 ○モニタリングポスト緊急整備事業 ○応急的モニタリングポスト整備事業

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
放射能対策事業	県民に正確な情報を提供するため、モニタリングを継続実施するとともに、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。
モニタリングポスト緊急整備事業	発電所周辺及び県内全域に可搬型モニタリングポストを、学校等に小型のオンライン線量計を設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。(ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト事業)
応急的モニタリングポスト整備事業	長期化する事故の状況に対応し、恒常的にモニタリングができるよう県内各地方の主要都市や発電所周辺に可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量をインターネット上にわかりやすく公開する。
モニタリング事業	児童館や放課後児童クラブ等に放射線量測定器を配付する。
食品衛生検査施設整備事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
水道水の放射性物質モニタリング体制の整備	県内の複数の水道事業体に放射能検査機器を配備し、水道水における放射性物質の迅速かつ効果的な検査を実施する。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
放射能簡易分析装置整備事業	食品の安全・安心を確保するため、自家栽培作物や山菜・キノコ類など食品の放射能物質簡易測定機器を整備する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
食品中の放射性物質の検査を実施する事業	県産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確保するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

② 身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
身近な生活空間における徹底した除染の実施	身近な生活空間における放射線量低減対策の推進	国 県 市町村						<ul style="list-style-type: none"> ○表土緊急改善事業・表土改善事業 ○環境緊急改善事業 ○線量低減化機器等整備事業 ○社会教育施設線量低減事業 ○線量低減化活動支援事業 ○緊急的生活空間除染事業 ○都市公園環境緊急改良事業 ○除染業務講習会
	放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保 (国の責任実施の要請)	国						<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援 ○下水汚泥放射能対策事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定 ○市町村災害廃棄物処理事業の代行

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
表土緊急改善事業・表土改善事業	学校の安全安心を守るため、校庭・園庭等の表土改善を行う。
環境緊急改善事業	学校の安全安心を守るため、校舎や保育施設等の空調設備等を導入する。
線量低減化機器等整備事業	公立学校等において、校舎等を洗浄するための機器等を整備する。
社会教育施設線量低減事業	利用者の安全安心を守るため、県立美術館・図書館及び郡山自然の家敷地の表土改善を行う。また、市町村の行う公民館等の社会教育施設の表土改善工事に対して補助を行う。
線量低減化活動支援事業	放射線の影響を受けやすい子どもたちの安全安心を守るため、通学路や公園等の除染を行う町内会などの地域団体を支援する。
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策（仮置場設置補助含む）を支援する。
都市公園環境緊急改良事業	学校周辺を始め身近な暮らしの安全安心を守るため、都市公園等の芝生や表土の改善等を行う。
除染業務講習会	県内の除染業務に従事される方を対象に、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識・技能習得を目的とした講習会を開催する。
放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する支援	放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理方法について、市町村、一部事務組合に周知を行う等をして支援する。
下水汚泥放射能対策事業	原子力災害により、汚水処理施設の流入水や下水汚泥から放射性物質が検出されていることから、スラグ（融解処理後の汚泥）封入施設・保管施設の設置・管理などを行う。
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
市町村災害廃棄物処理事業の代行	東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村の災害廃棄物処理事業を国が代行する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

③ 全県における環境の回復								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
環境浄化のための国内外の英知を結集した調査研究	環境浄化のための、国内外の英知を結集した調査研究・技術開発・実証実験、国際的な研究拠点の整備	国県	→					●環境創造戦略拠点の整備（環境創造センター（仮称）の設置）及び研究を推進するための事業
	研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信	国県	→					●環境創造戦略拠点の整備（環境創造センター（仮称）の設置）及び研究を推進するための事業 ●森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業
全県全土の環境浄化	農地等における除染対策の推進	国県	→					●農地等の除染をおこなうための事業
	森林等の除染対策の推進	国県	←					●森林等の除染をおこなうための事業
	その他の大気、水、土壌の環境浄化	国県	→					○緊急的生活空間除染事業(面的除染モデル事業) ○放射性物質除去・低減技術開発事業

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
緊急的生活空間除染事業	放射線量が比較的高い地域において面的除染のモデル事業を行うとともに市町村が実施する除染対策（仮置場設置補助含む）を支援する。
放射性物質除去・低減技術開発事業	安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減等の技術開発を進める。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
環境創造戦略拠点の整備（環境創造センター（仮称）の設置）及び研究を推進するための事業	放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの環境を浄化するため、国内外の英知を結集した高度な研究や教育研修などを行う国際的な研究拠点を整備し、調査研究や技術開発、実証実験を実施する。
森林環境放射線の測定結果の情報を発信するための事業	森林環境放射線の測定結果や除染実証実験結果等について、県民にわかりやすい形で情報発信する。
農地等の除染をおこなうための事業	農用地土壌等の除染計画を検討・作成し、農地・農業水利施設の除染を行う。
森林等の除染をおこなうための事業	森林等の除染計画を検討・作成し、森林等の除染を行う。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

④ 全ての県民の健康の保持・増進								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
県民の健康確保	長期間にわたる県民健康管理調査とおした健康の保持・増進プログラムの構築	国県						○県民健康管理事業 ・放射線の正しい知識を普及する立場にある医療従事者に対する研修会の実施
	食品の安全確保	国県						○食品衛生検査施設整備等事業 ○放射能対策事業 ○放射能簡易分析装置整備事業 ○食の安全・安心推進事業 ○食の安全・安心アカデミー ●食品中の放射性物質の検査を実施する事業
	疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造	国県						●がん検診を促進するための事業 ●生活習慣病を予防するための事業
保健医療拠点の整備	県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能の強化、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点の創設	国県医科大学						●放射線医学県民健康管理センターの整備 ●最先端医療提供のための人材確保
	国際的な保健医療機関の誘致	国県						●国内外への情報発信

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
県民健康管理事業	長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくため、震災当日からの放射線による被ばく線量の推計評価等を行う基本調査と、甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を実施する。
食品衛生検査施設整備等事業	県内の農産物を原料とする加工食品等の安全を確保するため、食品衛生検査施設に放射性物質測定機器を整備し、長期的に食品中の放射性物質の検査を実施する。
放射能対策事業	県民に正確な情報を提供するため、農水畜産物、水道水等の放射線測定を実施するとともに、県内全域で空間放射線量率のモニタリングを継続実施し、福島県環境放射能測定マップの公開、充実等を図る。また、環境放射線、放射性物質が高く検出された地域等において、詳細調査を行い、その範囲、原因等を把握することにより、各種対策に活用する。
放射能簡易分析装置整備事業	食品の安全・安心を確保するため、自家栽培作物や山菜・キノコ類など食品の放射性物質簡易測定機器を整備する。
食の安全・安心推進事業	農林水産物等のモニタリング結果等の成果を情報として活用した新たなトレーサビリティシステムの仕組みづくり、事業者等による導入支援を行う。さらに、放射性物質測定機器導入を支援する。
食の安全・安心アカデミー	食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
食品中の放射性物質の検査を実施する事業	県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に、市場等に流通する食品等についての安全を確保するため、食品中の放射性物質検査を実施し、その結果に基づいて、暫定規制値を超過する食品等を排除することにより、市場等に流通する食品についての安全確保を図る。
がん検診を促進するための事業 生活習慣病を予防するための事業	がんに関する情報の発信及びがん検診の受診啓発等を行い、がん検診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病の改善に資する事業（食生活・運動等）を展開し、生活習慣病の予防を図る。
放射線医学県民健康管理センターの整備	原子力災害に伴い、放射能汚染から県民の健康を守るため、福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端医療提供の拠点を創設する。
最先端医療提供のための人材確保	県民に最先端の被ばく医療を提供できる高度な知見を有する人材を確保し、体制整備を図る。
国内外への情報発信	長期間にわたり放射線の影響下での生活を強いられる県民の健康と医療を世界の英知を結集して支えるとともに、原子力災害に立ち向かう本県の姿を世界に発信するために、国際的な保健医療機関の誘致を進める。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑤ 原子力災害を克服する産業づくり								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画					主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	
各産業における放射線による影響監視システムの確立及び情報発信	農林水産物、工業製品等の放射能・放射線量測定の詳細な実施及び情報の迅速・的確な公表	国県						<ul style="list-style-type: none"> ○加工食品製造施設の放射能検査等助成事業 ○残留放射線測定器導入整備事業 ○残留放射線に関する相談窓口の設置事業 ○加工食品奥書対応事業 ○加工食品に関する放射能検査 ○食の安全・安心推進事業 ○水産物安全流通対策事業 ○農林水産物等緊急時モニタリング事業 ●加工食品製造施設の放射能検査等助成事業を支援する事業
	食の安全・安心アカデミーの開催による放射能や食の安全に関する知識の普及	県						○食の安全・安心アカデミー
安全・安心で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及	放射性物質の農産物への吸収抑制のための研究等	国県						○放射性物質除去・低減技術開発事業
原子力災害対策と関連させた新たな産業の育成	放射性物質の除去や処理技術に関する技術開発及び産業化の推進	国県						○放射性物質除去・低減技術開発事業
	放射線医学推進と関連させた医療機器の開発及び産業化	国県						<ul style="list-style-type: none"> ●医療機器開発・安全評価拠点の整備 ●ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立 ●医療福祉機器開発ファンドの創設 ●国際的先端医療機器の開発・実証をするための事業

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
加工食品・製造施設の放射能検査等助成事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査や加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
残留放射線測定器導入整備事業	放射線汚染の恐れや風評被害のある工業製品等の残留放射線測定を行うため、放射線測定器を整備する。併せて各地方振興局にも測定器を配置し、県内企業等への貸し出しを行う。
残留放射線に関する相談窓口の設置事業	工業製品の残留放射線に関する相談に応じるための相談窓口をハイテクプラザに設置
加工食品奥書対応事業	外部（民間）検査機関が発行した放射線検査成績書に対し、ハイテクプラザ所長名での奥書を行う。
加工食品に関する放射能検査	風評被害の早急な低減に資するため、ハイテクプラザに測定装置を整備し、加工食品の放射能検査を実施するもの。
食の安全・安心推進事業	農林水産物等のモニタリング結果等の成果を情報として活用した新たなトレーサビリティシステムの仕組みづくり、事業者等による導入支援を行う。さらに、放射性物質測定機器導入を支援する。
水産物安全流通対策事業	水揚げされた水産物の安全・安心を確保するため、水産試験場本場及び相馬支場にゲルマニウム半導体検出器を設置し、迅速な検査体制を整備する。
農林水産物等緊急時モニタリング事業	県産農林水産物の放射能濃度のモニタリングを実施し、安全性の確認を行うとともに、その結果について迅速に公表する。
食の安全・安心アカデミー	食の安全・安心アカデミーを開催し、放射能や食の安全に関する知識の普及を進める。
放射性物質除去・低減技術開発事業	安全安心な農林水産物を生産するため、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場等を中心に国や大学等との連携を図りながら、放射性物質除去・低減等の技術開発を進める。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
加工食品製造施設の放射能検査等助成事業を支援する事業	食品加工事業者が製造施設の放射能検査、または加工食品の放射能検査を受ける際に検査費用の一部を助成する。
医療機器開発・安全評価拠点の整備	国際的な基準に基づいた医療機器の機能評価試験や医療機器産業の人材育成、開発支援といった事業者への支援を行う拠点を整備する。
ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立	医療福祉機器産業の支援機関として設立し、上記拠点の運営の他、下記ファンドを通じた研究開発支援から、事業化、人材育成までをワンストップで実施する。
医療福祉機器開発ファンドの創設	医療機器や医療・介護ロボット等の開発・普及を図るため、製品開発、臨床試験・治験・実証試験を行う事業者に必要な経費を補助する。
国際的先端医療機器の開発・実証	不治の病と言われる転移がんの治療を実現するため、世界初のBNCTの開発実証や、がんや生活習慣病など重要疾病に対する高度医療を実現するため、手術支援ロボットの開発・実証を行うとともに、国際的な臨床研究拠点とする。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備								
	具体的取り組み	事業主体	年次計画				主要事業	
			H23	H24	H25	H26		H27
原子力に係る機関の誘致及び整備	原子力に関する国際的研究機関や監視機関の誘致、廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発促進	国 県						●IAEA等の国内外の研究機関等の誘致活動

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
IAEA等の国内外の研究機関等の誘致活動	政府要望を既の実施しており、今後もさらに強力な誘致活動を推進する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示							
	具体的取り組み	事業主体	年次計画				主要事業
			H23	H24	H25	H26	
災害情報の迅速な伝達等	国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策	国 県 市町村					<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画や安全協定の見直し ●通信連絡網の整備や訓練実施のための事業
工程表の実施状況の監視	国及び原子力発電事業者が示した当面の工程の実施状況に対する厳格な監視	国 県					○発電所への立ち入り調査等の実施

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
発電所への立ち入り調査等の実施	国及び原子力発電事業者が自ら示した工程表の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
地域防災計画や安全協定の見直し	東日本大震災や原子力災害への対応を検証し、県と市町村の地域防災計画や県・立地町と事業者の安全協定の見直しを行う。
通信連絡網の整備や訓練実施のための事業	地域防災計画や安全協定の見直しと合わせて必要な機器の整備や訓練を実施する。

3 原子力災害対応 (1)原子力災害の克服

⑧原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組み							
	具体的取組み	事業主体	年次計画				主要事業
			H23	H24	H25	H26	
原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組み	県民、事業者へ原子力損害賠償が円滑に進められるようにするための支援・県や市町村の損害に係る賠償の要求	県					<ul style="list-style-type: none"> ○原子力損害対策協議会の運営に関する事業 ○国等関係機関との協議調整に関する事業

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
原子力損害対策協議会の運営に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴い損害を受けた関係団体及び地方自治団体相互の連絡調整を図り、損害の賠償等が迅速かつ十分に行われるようするため対策協議会を設置し、情報提供、意見集約、要望活動等を行う。
国等関係機関との協議調整に関する事業	東北地方太平洋沖地震による原子力発電所事故に伴う損害の賠償が迅速かつ十分に行われるようするため、国等の関係機関と協議調整を行う。

復興計画における重点プロジェクト（案）

-
- | | | |
|----|------------------------------|---------|
| 1 | 環境再生戦略プロジェクト（仮称） | 緊急的な取組み |
| 2 | 生活再建支援プロジェクト（仮称） | |
| 3 | 県民の心身の健康を守るプロジェクト（仮称） | |
| 4 | 農林水産業再生プロジェクト（仮称） | |
| 5 | 中小企業復興プロジェクト（仮称） | |
| 6 | 再生可能エネルギー推進プロジェクト（仮称） | |
| 7 | 医療関連産業集積プロジェクト（仮称） | |
| 8 | 津波被災地復興まちづくりプロジェクト（仮称） | |
| 9 | ふくしまの観光交流プロジェクト（仮称） | |
| 10 | ふくしま・きずなづくりプロジェクト（仮称） | |
| 11 | 未来を担う子ども育成プロジェクト（仮称） | |
| 12 | 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト（仮称） | |

1 環境再生戦略プロジェクト(仮称)

【目指す姿】放射性物質に汚染された生活空間、農地、森林などの徹底した除染及び環境修復により、美しく豊かな県土を再生する。

【プロジェクトの内容】

- 全県におけるモニタリングの充実・強化
- 生活空間(家屋、庭、道路、学校、保育所、公園等)、農地、森林などにおける除染の実施
- 除染により生じた土壌等の仮置場の確保、維持管理
- 放射線の環境への影響、環境浄化技術の研究開発・情報発信等の機能を備えた研究拠点の整備
- 放射線の影響に関する国際機関や国の機関の誘致

2 生活再建支援プロジェクト(仮称)

【目指す姿】被災者が安心して暮らすことができる環境の整備と仕事の確保を支援し、生活再建を進める。

【プロジェクトの内容】

- 県内避難者への支援
 - ・ 安定した生活の確保
 - ・ 住環境の再建支援
 - ・ 雇用の維持・確保
- 県外避難者への支援
 - ・ 県内への帰還を目指す避難者ややむを得ず県外での避難生活を続けざるを得ない県民を多方面からサポート

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト(仮称)

【目指す姿】健康第一の考え方のもと、放射線に対する不安を払拭し、これまで以上に県民の心身の健康の維持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

【プロジェクトの内容】

- 放射線に対する不安の払拭
- 地域医療の再構築
- 最先端医療提供体制の整備
- 被災者等の心のケア

4 農林水産業再生プロジェクト(仮称)

【目指す姿】消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通じ、農林水産業の飛躍的發展を図る。

【プロジェクトの内容】

- 安全・安心を提供する取組み
 - ・ 農林漁業者自らが安全を確認できる体制の構築
 - ・ 有機農業やGAP(適正な生産工程管理)など、安心を高める取り組みの推進
 - ・ 情報の「見える化」を進め、世界一安全・安心な農林水産物を消費者に提供
- 農業
 - ・ 著しく低下した競争力を回復するため、新たな経営・生産方式の導入
 - ・ 地域産業の6次化を進め、生産性の高い農業を確立
- 林業
 - ・ 木質バイオマスを活用することで、新たな需要を喚起
 - ・ 復興需要に対応した供給体制の整備を進め林業の再生推進
- 水産業
 - ・ 甚大な被害を被った機械・施設・インフラ等の復旧を進め、漁業再開を支援
 - ・ 中長期的には適切な資源管理と栽培漁業の再開
 - ・ 加工業や観光業と連携した地域産業の6次化を進め、付加価値の高い漁業経営の確立

5 中小企業復興プロジェクト(仮称)

【目指す姿】中小企業等の復旧・復興を支援し、商工業の基盤を強化する。

【プロジェクトの内容】

- 産業基盤の整備
- 企業立地補助金等の強化
- 輸送用機械関連産業や半導体関連産業等の集積・育成
- ハイテクプラザ等による研究開発支援
- 起業化支援
- 県産品のブランド化及び販売促進支援
- 二重ローン対策など金融支援
- 中小企業の国際化支援

6 再生可能エネルギー推進プロジェクト(仮称)

【目指す姿】再生可能エネルギーの飛躍的推進により、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指す。

【プロジェクトの内容】

- 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 再生可能エネルギー関連産業の集積による雇用創出
- 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの民間・公共への発電設備の導入拡大

7 医療関連産業集積プロジェクト(仮称)

【目指す姿】最先端の放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化など関連させながら、医療関連産業のさらなる集積を目指す。

【プロジェクトの内容】

- 医療機器産業の集積
 - ・医療機器開発・安全評価拠点の整備
 - ・ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立
 - ・医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
 - ・国際的先端医療機器の開発・実証
- 創薬拠点の整備
 - ・ふくしま医療産業振興拠点(創薬)の整備

8 津波被災地復興まちづくりプロジェクト(仮称)

【目指す姿】津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において「減災」という視点からソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

【プロジェクトの内容】

- 海岸堤防の嵩上げ、道路、鉄道、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせることによる「多重防御」による地域の総合的防災力の向上
- 防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 市・町が策定する復興のまちづくり計画策定の支援と実施の支援

9 ふくしまの観光交流プロジェクト(仮称)

【目指す姿】ふくしまが誇る観光資源を再生し、一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致するなどを進め、国内外から多くの観光客が訪れるふくしまを目指す。

【プロジェクトの内容】

- テレビや映画などとのタイアップや食との連携を始めとした観光復興キャンペーンの実施
- 国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントを積極的に誘致、開催することで、観光振興と多様な交流を推進
- 福島空港を活用した広域的な交流の推進

10 ふくしま・きずなづくりプロジェクト(仮称)

【目指す姿】県内外に避難している県民の心を福島とつなぎ、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう地域コミュニティのきずなを再生・発展させるとともに、新たなきずなを構築する。

【プロジェクトの内容】

- 福島県内におけるきずなづくり
 - ・仮設住宅におけるコミュニティ活動への支援
 - ・市町村等による自治組織再構築への支援
 - ・県民の復興活動への支援
- 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり
 - ・電子回覧板等による避難者への情報発信
 - ・スポーツや伝統文化などによる交流
- 福島の情報や地域における活動の発信
 - ・ふくしまで頑張っている個人、団体の発掘
 - ・テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を複合的に活用した情報発信

11 未来を担う子ども育成プロジェクト(仮称)

【目指す姿】子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境を整備するとともに、ふくしまの再生を担える心豊かなたくましい人づくりを進める。

【プロジェクトの内容】

- 子育てしやすい環境づくり
 - ・放射性物質汚染により生じた不安の解消
 - ・子育てがしたいと思える環境整備
- 生きる力を育む人づくり
 - ・震災を踏まえた確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成
 - ・理数教育、防災教育の充実や国際化の進展に対応できる人づくりなど、ふくしまならではの教育の推進

12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト(仮称)

【目指す姿】かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能強化を図り、ふくしま及び東北を支える新たな県土をつくる。

【プロジェクトの内容】

- 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早急な復旧・整備及び浜通り軸の代替道路の整備
- 浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークの構築
- 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備

福島県復興計画(たたき台)

【地域別の取組み】

未定稿

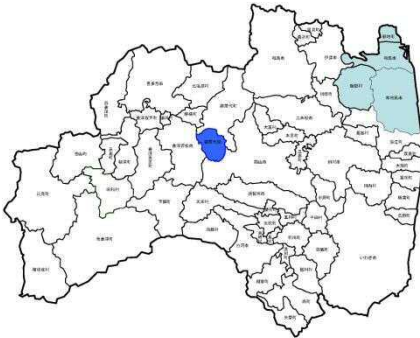
- 相双（相馬地方）エリア
- 相双（双葉地方）エリア
- いわきエリア
- 県北・県中・県南エリア
- 会津・南会津エリア

(1) 相双（相馬地方）エリア

復興へ向けた考え方

相双（相馬地方）エリアは、地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組みを加速する。

また、原子力災害に伴い避難を余儀なくされている地域においては、原子力災害を克服し、当地方を含む相双エリアの再生を実現することが、ふくしまの復興、日本の復興であるという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、市町村とともに、帰還と復興へ向けた環境整備に取り組む。



① 現状と課題

○位置・面積

- ・相双（相馬地方）エリアは、県の東部、浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 873km²の温暖な地域である。
- ・沿岸部の北から、新地町・相馬市・南相馬市が位置し、内陸部に飯舘村が位置している。

○主な地震・津波被害

- ・3月11日、震度6強を観測。地震・津波による死者1,204名。現在も29名が行方不明となっている。住家全壊約6,300棟。
- ・津波浸水面積は、相馬地方の総面積873km²の約9%である79km²に及び、当エリアの水産業と観光に大きな役割を果たしてきた松川浦が壊滅的な被害を受けたほか、建物用地6km²、農地46km²をはじめ、住宅・鉄道・道路・漁港・港湾・海岸堤防等のインフラに壊滅的な被害を受けており、被災者に対する支援及びインフラの復旧や医療・福祉の早期回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。

○原子力災害に伴う影響

- ・南相馬市は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及び指定のない区域の5つに分断されている。なお、緊急時避難準備区域は、9月30日に解除され、住民の帰還にむけた取組みが始められている。
- ・飯舘村は、4月に計画的避難区域に指定され、全村民が避難生活を送っている。6

月 22 日に村長から村民に届けられた「までいな希望プラン」に基づき、復興プランの策定が進められている。

- ・新地町・相馬市を含むエリアの全域で、あらゆる産業が原子力災害と風評被害の打撃を受け、住民は放射線の直接・間接的な影響により不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むとともに、原子力災害を克服する産業づくりが課題となっている。

② 復興の取組み

※調整中

(2) 相双(双葉地方)エリア

復興へ向けた考え方

相双(双葉地方)エリアは、地震・津波被害及び原子力災害及びそれに伴う風評被害という人類史上経験がない災害に見舞われている。

困難な状況の中ではあるが、国内外の叢智を集めて原子力災害を克服し、当地方を含む相双エリアの再生を実現することが、ふくしまの復興、日本の復興であるという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、市町村とともに、帰還と復興へ向けた環境整備に取り組む。

① 現状と課題



○位置・面積

- ・相双(双葉地方)エリアは、県の東部、浜通り地方のほぼ中央に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積865km²の温暖な地域である。
- ・沿岸部の北から、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町の6町村が位置し、内陸部に葛尾村、川内村が位置している。

○主な地震・津波被害

- ・3月11日、震度6強を観測。地震に続く大津波は、東京電力福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所へ浸水し、原子力発電所事故を引き起こした。
- ・死者294名。現在も、54人が行方不明である。津波の浸水範囲は17km²に及んでいるが、原子力発電所事故による警戒区域等の設定により立ち入りが禁止されている区域では、住家やインフラ等の地震・津波被害に関する詳細な調査に入ることができないため、正確な復旧計画を立てることが困難な状態が続いている。

○原子力災害に伴う影響

- ・11日午後、政府から原子力緊急事態宣言が発令され、その後の相次ぐ避難指示等により、双葉地方の全ての区域が警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定され、8町村の全住民が避難を余儀なくされている。
- ・住民の避難に伴い、企業や町村役場も移転せざるを得ず、現在も警戒区域では立ち入りが禁止されている。計画的避難区域においてもほぼ全ての住民が避難している。現在、県内の他のエリアで約4万9千人、県外で約2万人が避難生活を送

っている。県外の避難先は北海道から沖縄まで全国に分散しており、県内及び県外の避難先における住民の支援と県民としてのきずなの維持を図ること等が課題となっている。

- ・ 役場機能も県内外に移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する行政サービスの提供、地震・津波被害と原子力災害への対応等を同時に進行しており、町村の復旧・復興の取組みを国とともに強力で支援していく必要がある。
- ・ 広野町、川内村、楢葉町内の緊急時避難準備区域は、9月30日に一斉解除されたが、住民に帰還を促すのは、広野町と川内村の2町村である。川内村では警戒区域内の住民を含む全住民の平成24年3月までの帰還完了を、広野町では平成24年中の帰還完了を目指して、帰還環境の整備に努めている。なお、楢葉町では、町のほとんどが警戒区域に設定されているため、住民の帰還は促さず南工業団地の操業再開を進めている。
- ・ 警戒区域においては、国による除染が区域内のモデル事業を皮切りに開始される予定だが、解除の時期は確定していない。今後は放射線量に応じた段階的な解除も想定されている。

② 復興の取組み

※調整中

(3) いわきエリア

復興へ向けた考え方

いわきエリアにおいては、地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組みを加速する。

また、双葉地方などの被災地域の住民が多く避難生活を送ることから、双葉地域との絆づくりを進めるとともに、帰郷の足掛かりとなる支援を行う。

地域特性を生かして洋上風力発電の研究を行うなど、再生可能エネルギーの推進を図る。

① 現状と課題



○位置・面積

- ・いわきエリアは、県の東部、浜通り地方の南側に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 1,231km²で、年間日照が 2,000 時間を超える温暖な地域である。

○主な地震被害

- ・3月11日、震度6弱を観測。4月11日及び12日、震度6弱を観測。
- ・地震・津波による死者約310名、現在も38人が行方不明となっている。住家全壊約7,100棟。ライフラインでは、水道やガスなどの施設が大きな被害を受け、特に断水が長期にわたるなど住民生活に大きな支障が生じた。
- ・宅地も含め多くの箇所です砂災害が発生し、道路等が損壊したほか、港湾・漁港・海岸堤防等のインフラや農地・農業用施設のほか、森林・治山施設に甚大な被害が生じており、被災者に対する支援及びインフラ等の早期な復旧・回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。

○原子力災害に伴う影響

- ・原子力発電所事故発生当初は一部地域が屋内待避区域に設定されたが、4月22日に解除されている。しかし、いわきエリアのあらゆる産業が風評被害などの打撃を受け、住民は放射線の直接・間接的な影響により不安を抱えた生活を強いられており、当エリアにおいても、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むとともに、原子力災害を克服する産業づ

くりが課題となっている。

○被災市町村及び避難住民の受入及び支援

- ・本エリア内に役場機能を設置している広野町は、9月30日に、緊急時避難準備区域の設定が解除され、平成24年中の帰還を目指している。その他、いわき市に居住する避難住民の多い檜葉町、富岡町、大熊町等の出張所等が設置されている。
- ・借上住宅などによりいわき市内に約2万人の避難者を受入れており、双葉地方の住民を中心に増加傾向が続いている。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備が課題となっている。

② 復興の取組み

※調整中

(4) 県北・県中・県南エリア

復興へ向けた考え方

県北・県中・県南エリアにおいては、地震による被害の復旧及び除染などの放射線対策を強力に推進する。

福島空港や鉄道、自動車道などにより首都圏・北陸地方・東北地方と結ばれていることや、高い産業集積や高次都市機能の集積がある等の特性を活かして、本県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保、行政機能支援等の役割を担う。

① 現状と課題



○位置・面積

- ・県北・県中・県南エリアは、西側は奥羽山脈、東側は阿武隈高地に挟まれた総面積 5,393km²で高い産業集積等がある「中通り」と呼ばれる地域である。

○主な地震被害

- ・3月11日、中通り地方 29市町村のうち 27市町村で震度6強から5強を観測。
- ・死者30名、住家全壊約4,000棟。葉ノ木平及び隈戸地区土砂崩れ（白河市 死者14名）、藤沼湖決壊（須賀川市 死者10名）、福島市伏拝地区の国道4号線法面崩落、国営かんがい排水事業隈戸川地区パイプライン損壊（鏡石町・矢吹町他）、県庁をはじめ、国見町・川俣町・郡山市・須賀川市等の庁舎の損壊など、甚大な地震被害が生じた。

○原子力災害に伴う影響

- ・田村市の一部が警戒区域に指定されているほか、川俣町山木屋地区が計画的避難区域に、また伊達市の104地点が特定避難勧奨地点に設定されているほか、局所的に高い放射線量が計測される地点が現在も確認されている。なお、田村市の一部が指定されていた緊急時避難準備区域は9月30日に解除され、住民帰還にむけた取り組みが始まっている。
- ・エリア内のあらゆる産業が風評被害などの打撃を受け、住民は放射線の直接・間接的な影響により不安を抱えた生活を強いられており、当エリアにおいても、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むとともに、原子力災害を克服する産業づくりが課題となっている。
- ・福島空港においては、国際定期路線（ソウル、上海）の運休が続いている。

○被災市町村及び避難住民の受入及び支援

- ・警戒区域、計画的避難区域等に設定され相双地方からの避難を余儀なくされた飯舘村・浪江町・富岡町・川内村・葛尾村の役場機能が本エリア内に設置され、受け入れ自治体による支援が行われている。
- ・また、本エリア内の約1／3の自治体で、仮設住宅や借上住宅などにより約〇人の避難者を受入れ、行政サービス提供等の態勢整備を進めている。

② 復興の取組み

※調整中

(5) 会津・南会津エリア

復興へ向けた考え方

会津・南会津エリアにおいては、3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な被害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、本県における災害に強い社会づくりを確かなものとする。

また、原子力災害に伴う風評被害から脱却し、豊かな農林水産物を産する全国屈指の観光・リゾート地域として、国内外からのお客様をもてなし、ふくしまの復興と変わらぬ魅力を県内外に強く発信する。

① 現状と課題



○位置・面積

- ・会津・南会津エリアは、福島県の西部に位置し、総面積5,421km²で、全国屈指の観光資源に恵まれた本県の観光・リゾートの中心的地域である。

○主な地震被害

- ・3月11日、会津地方では、猪苗代町で震度6弱を観測したほか、6市町村で震度5強を観測。死者1名、住家全壊16棟。

○新潟・福島豪雨災害

- ・7月28日から30日にかけての局地的豪雨により、最大で2,318人が避難。
- ・土砂災害により、全半壊を含めて多数の住家被害が発生したほか、只見川の堤防や護岸等を始め、国道252号や289号、401号などの道路、土砂流入による農地被害や、山腹崩壊や沢の浸食による林地被災のほか、JR只見線等が甚大な被害を受けており、インフラ等の早急な復旧を進めていくことが課題となっている。

○原子力災害に伴う影響

- ・空間線量率は比較的低いものの、住民の放射線の影響に対する不安は大きく、当エリアにおいても、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むことが課題となっている。
- ・農林水産業では、土壌から放射性セシウムが検出された地点もあり、米、野菜、果樹、キノコ、畜産物などの農林水産物の放射性物質調査等が継続して行われているが、風評被害により販売数量減及び価格の低迷が続いている。旅館・ホテル等における予約キャンセルや修学旅行の9割減、第三セクター鉄道の利用減少など観光客の激減により当エリアの基幹的産業である観光関連産業に著しい影響が

及んでいるほか、多くの産業に影響が及んでおり、風評被害からの脱却が課題となっている。

○被災市町村及び避難住民の受入及び支援

- ・警戒区域等に設定され、相双地方から避難を余儀なくされた大熊町、檜葉町の役場機能が本エリア内に設置され、受け入れ自治体による支援が行われている。
- ・また、仮設住宅や借上住宅などにより約〇人の避難者を受入れている。居住に対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備が課題となっている。

② 復興の取組み

※調整中